

仮利用者負担に係る経過措置（案）について

平成26年12月25日
奈良市保育所・幼稚園課

第5回支給認定・利用者負担検討部会においては、子ども・子育て支援新制度における利用者負担を決定していく過程において、「一定の経過措置を設けることを検討する」としていました。

今回の部会において、経過措置の基本的な考え方（案）とその具体的内容（案）についてお示しさせていただきます。

1. 経過措置の基本的な考え方について（案）

- ① 現在の市立幼稚園保育料が長年定額であった点を踏まえ、激変緩和の観点から、平成27年度の1年間については、市立幼稚園・市立認定こども園の1号については、在園児及び新入園児ともに、現行の平成26年度保育料を基本とする。
- ② 平成28年度は、応能負担となる移行期間ととらえ、市立幼稚園・市立認定こども園の1号については、在園児及び新入園児ともに、1号幼稚園保育料で6,300円を超える部分の保育料について2分の1に低減する。
- ③ 公私立の保育所・認定こども園等の2号・3号については、現行の保育料の激変緩和の観点から、平成27年度は、在園児及び新入園児ともに、現行の平成26年度保育料を基本とする。

2. 経過措置の具体的内容について（案）

（1）1号市立幼稚園・認定こども園の利用者負担について

①平成27年4月～平成28年3月までの1年間

【内 容】

- ・現行幼稚園保育料（6,300円/月）、月払いとする
- ・平成27年度新入園児（認定こども園は3歳児、幼稚園は4歳児）について、入園料5,650円（現行）相当額を月額保育料に上乗せ
- ・現行の保育料適用中は、平成26年度市立幼稚園就園奨励費を準用

②平成28年4月～平成29年3月までの1年間

【内 容】

- ・1号幼稚園保育料で6,300円を超える部分の保育料について2分の1に低減
- ・平成28年4月以降の在園児及び新入園児
- ・1号幼稚園経過措置保育料を適用
- ・多子世帯軽減適用（3歳児～小学校3年）
- ・入園料は徴収なし

③平成29年4月以降の在園児及び新入園児

【内 容】

- ・本格実施、1号保育料を適用
- ・多子世帯軽減適用（3歳児～小学校3年）
- ・入園料は徴収なし

【その他】

- 今後、市立幼稚園から市立認定こども園に移行する場合、新入園児及び在園児については、その移行した年度の経過措置期間中であれば、その経過措置に合わせるものとする。
- （新制度に移行する）私立幼稚園や私立認定こども園の1号については、平成27年度から1号保育料の適用となります。

(2) 2号・3号（保育所・認定こども園等）の利用者負担について

【期 間】 平成27年4月～平成28年3月の1年間

【内 容】 現行の保育所保育料表の金額を適用、多子世帯軽減適用（0歳～5歳）

【対 象】 在園児、平成27年度新入園児

【平成28年4月以降の在園児及び新入園児】

本格実施、2・3号保育料を適用

多子世帯軽減適用（0歳～5歳）

【その他】

- 現行保育料表（3歳未満/3歳/4・5歳）を適用し、保育標準時間とする。保育短時間については、現行保育料表の金額の1.7%減とする。所得税から市町村民税に置き換える。
- 経過措置期間中であっても、算定基準が所得税から市町村民税にかわることにより、所得階層が変わることがあります。
- 3号認定の地域型保育給付（奈良市委託事業の家庭的保育事業）の利用者負担額については、現行では施設型と運営状況に差（給食無、開園時間が短い、土曜日休）があると考えられるので、3号認定の利用者負担額を基本として別途設定する。

子ども・子育て支援新制度の実施に伴う仮利用者負担額（仮保育料）案 月額表（全体版）

平成26年12月25日 時点

階層区分				階層 間差率	推定年収	市の保育料月額表（案）																							
国		市（案）				1号認定 3歳以上						2号認定 3歳以上						3号認定 0～2歳											
1号	2・3号					国基準額	教育標準 時間	国基準 との比率	現行 （市立、就 園奨励費適 用前、入園 料5,650円別 途あり）	平成28年度 市立施設 経過措置	平成27年度 市立施設経過措置 （就園奨励費適用前、市 立新入園児は入園料有）	国基準額	現行	国基準 と現行 の比率	保育 標準 時間	現行か らの値 上げ率	現行か らの値 上げ額	国基準 と新の 比率	保育 短時間	国基準額	現行	国基準 と現行 の比率	保育 標準 時間	現行か らの値 上げ率	現行か らの値 上げ額	国基準 と新の 比率	保育 短時間		
1	1	A	生活保護世帯等		—	0	0	#DIV/0!	6,300	0	6,300	6,500	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	
2	2	B 1	市民税非課税世帯(母子等)		~260万円	0	0	#DIV/0!	6,300	0	6,300	6,500	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	0	
		B 2	市民税非課税世帯		~260万円	9,100	2,100	0.231	6,300	2,100	6,300	6,500	6,000	0	0.000	2,300	#DIV/0!	2,300	0.383	2,300	9,000	0	0.000	3,800	#DIV/0!	3,800	0.422	3,700	
3	3	C 1	所得割額 48,600円未満(母子等)		~330万円	15,100	4,700	0.311	6,300	4,700	6,300	6,500	15,500	5,000	0.323	5,000	1,000	0	0.323	4,900	18,500	7,000	0.378	7,000	1,000	0	0.378	6,900	
		C 2	所得割額 48,600円未満		~330万円	16,100	5,200	0.323	6,300	5,200	6,300	6,500	16,500	5,000	0.303	5,500	1,100	500	0.333	5,400	19,500	7,000	0.359	8,000	1,143	1,000	0.410	7,900	
	4	D 1-1	所得割額 67,000円未満(母子等)	1.396	~380万円	15,100	6,400	0.424	6,300	6,300	6,300	6,500	27,000	8,800	0.326	9,300	1,057	500	0.344	9,100	30,000	12,100	0.403	12,500	1,033	400	0.417	12,300	
		D 1-2	所得割額 67,000円未満		~380万円	16,100	6,900	0.429	6,300	6,600	6,300	6,500	27,000	15,500	0.574	14,500	0.935	(1,000)	0.537	14,300	30,000	19,900	0.663	20,000	1,005	100	0.667	19,700	
	4	5	D 2-1	所得割額 77,100円未満(母子等)	1.149	~410万円	15,100	6,900	0.457	6,300	6,600	6,300	6,500	27,000	15,500	0.574	14,500	0.935	(1,000)	0.537	14,300	30,000	19,900	0.663	20,000	1,005	100	0.667	19,700
			D 2-2	所得割額 77,100円未満		~410万円	16,100	7,400	0.460	6,300	6,900	6,300	6,500	27,000	15,500	0.574	14,500	0.935	(1,000)	0.537	14,300	30,000	19,900	0.663	20,000	1,005	100	0.667	19,700
4	6	D 3	所得割額 97,000円未満	1.258	~470万円	20,500	8,700	0.424	6,300	7,500	6,300	6,500	27,000	15,500	0.574	16,000	1,032	500	0.593	15,700	30,000	19,900	0.663	22,000	1,106	2,100	0.733	21,600	
		D 4	所得割額 133,000円未満	1.371	~550万円	20,500	10,000	0.488	6,300	8,200	6,300	6,500	28,700	17,700	0.617	18,500	1,045	800	0.645	18,200	44,500	28,700	0.645	30,500	1,063	1,800	0.685	30,000	
		D 5	所得割額 169,000円未満	1.271	~640万円	20,500	11,300	0.551	6,300	8,800	6,300	6,500	28,700	19,900	0.693	21,000	1,055	1,100	0.732	20,600	44,500	38,600	0.867	39,800	1,031	1,200	0.894	39,100	
5	7	D 6	所得割額 211,200円未満	1.250	~740万円	20,500	12,600	0.615	6,300	9,500	6,300	6,500	28,700	22,800	0.794	23,300	1,022	500	0.812	22,900	61,000	47,500	0.779	46,800	0.985	(700)	0.767	46,000	
		D 7	所得割額 301,000円未満	1.425	~930万円	25,700	14,700	0.572	6,300	10,500	6,300	6,500	28,700	22,800	0.794	24,000	1,053	1,200	0.836	23,600	61,000	47,500	0.779	52,300	1,101	4,800	0.857	51,400	
		D 8	所得割額 397,000円未満	1.319	~1130万円	25,700	16,800	0.654	6,300	11,600	6,300	6,500	28,700	25,000	0.871	26,000	1,040	1,000	0.906	25,600	80,000	53,000	0.663	58,300	1,100	5,300	0.729	57,300	
5	8	D 9	所得割額 397,000円以上		1130万円~	25,700	18,900	0.735	6,300	12,600	6,300	6,500	28,700	26,200	0.913	28,000	1,069	1,800	0.976	27,500	82,730	58,000	0.701	64,800	1,117	6,800	0.783	63,700	

給付上限額

給付上限額

・平成27年度以降の私立幼稚園
及び私立認定こども園の1号子
どもの保育料

・平成29年度以降の市立施設の
1号認定子どもの保育料

平成28年度の市立
施設の1号認定子ど
もの経過措置保育料

平成27年度の市立
施設の1号認定子ど
も（在園児）の経過
措置保育料

平成27年度の市立
施設の1号認定子ど
も（新入園児）の経
過措置保育料（入園
料込）

平成28年度以降の
2号子どもの保育料

平成28年度以降の
3号子どもの保育料

教育標準時間認定子ども（1号）の仮利用者負担額（仮保育料）案の推移

平成26年12月25日 時点

平成27年度の保育料月額表（案）						平成28年度		平成29年度	
国 (1号)	階層区分		推定年収	市立 (経過措置1)		私立 (本格実施)	市立 (経過措置2)	私立 (本格実施)	市立・私立 (本格実施)
	市の階層（案）			在園児 (入園料無)	新入園児 (入園料有)	私立認定こども 園・新制度に移行 する私立幼稚園		在園児 新入園児	
1	A	生活保護世帯等	—	6,300	6,500	0	0	0	0
2	B1	市民税非課税世帯(母子等)	～260万円	6,300	6,500	0	0	0	0
	B2	市民税非課税世帯		6,300	6,500	2,100	2,100	2,100	2,100
3	C1	所得割額 48,600円未満(母子等)	～330万円	6,300	6,500	4,700	4,700	4,700	4,700
	C2	所得割額 48,600円未満		6,300	6,500	5,200	5,200	5,200	5,200
	D1-1	所得割額 67,000円未満(母子等)	～380万円	6,300	6,500	6,400	6,300	6,400	6,400
	D1-2	所得割額 67,000円未満		6,300	6,500	6,900	6,600	6,900	6,900
	D2-1	所得割額 77,100円未満(母子等)	～410万円	6,300	6,500	6,900	6,600	6,900	6,900
	D2-2	所得割額 77,100円未満		6,300	6,500	7,400	6,900	7,400	7,400
4	D3	所得割額 97,000円未満	～470万円	6,300	6,500	8,700	7,500	8,700	8,700
	D4	所得割額 133,000円未満	～550万円	6,300	6,500	10,000	8,200	10,000	10,000
	D5	所得割額 169,000円未満	～640万円	6,300	6,500	11,300	8,800	11,300	11,300
	D6	所得割額 211,200円未満	～740万円	6,300	6,500	12,600	9,500	12,600	12,600
5	D7	所得割額 301,000円未満	～930万円	6,300	6,500	14,700	10,500	14,700	14,700
	D8	所得割額 397,000円未満	～1130万円	6,300	6,500	16,800	11,600	16,800	16,800
	D9	所得割額 397,000円以上	1130万円～	6,300	6,500	18,900	12,600	18,900	18,900
備考	※1号認定のB階層には、市町村民税所得割非課税世帯を含む。 ※市立幼稚園及び市立認定こども園の平成27年度新入園児については、現行の入園料5,650円相当額を月額保育料に上乘せし徴収 ※市立幼稚園及び市立認定こども園においては、経過措置適用中は、平成26年度市立幼稚園就園奨励費相当額を減免する。 ※私立幼稚園及び私立認定こども園は多子世帯軽減適用有（3歳児～小学校3年生）					備考	※1号認定のB階層には、市町村民税所得割非課税世帯を含む ※1号認定は多子世帯軽減適用（3歳児～小学校3年生） ※1号認定の入園料徴収はなし		

保育認定子ども(2号・3号)の仮利用者負担額(仮保育料)案の推移

平成26年12月25日 時点

平成27年度の保育料月額表(案)【経過措置】							
階層	定義	3号認定(3歳未満)		2号認定(3歳)		2号認定(4歳以上)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	所得割額 48,600円未満	7,000	6,900	5,000	4,900	5,000	4,900
D1	所得割額 67,000円未満	12,100	11,900	8,800	8,700	8,800	8,700
D2	所得割額 97,000円未満	19,900	19,600	15,500	15,200	15,500	15,200
D3	所得割額 133,000円未満	28,700	28,200	17,700	17,400	17,700	17,400
D4	所得割額 169,000円未満	38,600	37,900	19,900	19,600	19,900	19,600
D5	所得割額 301,000円未満	47,500	46,700	24,300	23,900	22,100	21,700
D6	所得割額 397,000円未満	53,000	52,100	26,500	26,000	24,300	23,900
D7	所得割額 397,000円以上	58,000	57,000	28,700	28,200	25,400	25,000



平成28年度以降の保育料月額表(案)【本格実施】							
国の階層	市の階層(案)		推定年収	3号認定(3歳未満)		2号認定(3歳以上)	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	A	生活保護世帯等	—	0	0	0	0
2	B1	市民税非課税世帯(母子等)	~260万円	0	0	0	0
	B2	市民税非課税世帯		3,800	3,700	2,300	2,300
3	C1	所得割額 48,600円未満(母子等)	~330万円	7,000	6,900	5,000	4,900
	C2	所得割額 48,600円未満		8,000	7,900	5,500	5,400
4	D1-1	所得割額 67,000円未満(母子等)	~380万円	12,500	12,300	9,300	9,100
	D1-2	所得割額 67,000円未満					
	D2-1	所得割額 77,100円未満(母子等)	~410万円	20,000	19,700	14,500	14,300
	D2-2	所得割額 77,100円未満					
D3	所得割額 97,000円未満	~470万円	22,000	21,600	16,000	15,700	
5	D4	所得割額 133,000円未満	~550万円	30,500	30,000	18,500	18,200
	D5	所得割額 169,000円未満	~640万円	39,800	39,100	21,000	20,600
6	D6	所得割額 211,200円未満	~740万円	46,800	46,000	23,300	22,900
	D7	所得割額 301,000円未満	~930万円	52,300	51,400	24,000	23,600
7	D8	所得割額 397,000円未満	~1130万円	58,300	57,300	26,000	25,600
8	D9	所得割額 397,000円以上	1130万円~	64,800	63,700	28,000	27,500